

一般社団法人日本新聞協会  
会長 中村 史郎 殿

読売新聞社による誤報の検証及び  
第三者検証機関の設置に関する要請

令和7年12月10日



幹事長

中司 宏



令和7年12月10日

一般社団法人日本新聞協会  
会長 中村 史郎 殿

日本維新の会  
幹事長 中司 宏

## 読売新聞社による誤報の検証及び第三者検証機関の設置に関する要請

読売新聞 2025（令和7）年8月27日付朝刊1面及び読売新聞社が運営する「読売新聞オンライン」において、日本維新の会 池下卓衆議院議員について「公設秘書給与不正受給か 維新衆院議員 東京地検捜査」とする重大な誤報（以下「本件誤報」という。）がなされたことを受け、本件誤報が重大な人権侵害であることから、日本維新の会は、一般社団法人日本新聞協会（以下「日本新聞協会」という。）に対し、以下のとおり、本件誤報の検証の実施と勧告、誤報に関するガイドラインの策定及び新聞各社から独立した第三者検証機関の設置を要請する。

### 1 本件誤報をめぐる問題

#### （1） 池下議員らへの重大な人権侵害

本件誤報により、池下議員及び関係者が公設秘書給与の不正受給を行なっているとの誤った事実及び東京地方検察庁特別捜査部による捜査の対象となっているとの誤った事実を国民に広く知らしめる結果となった。かかる事実は全く事実無根であり、本件誤報は虚報ともいるべきものである。

本件誤報により、池下議員及び関係者の社会的評価は著しく低下し、名誉権を含む人格権を侵害する重大な人権侵害を招いている。

#### （2） インターネット上での二次被害への対処を含む救済措置の必要性

本件誤報は、読売新聞社が運営するデジタルサービス「読売新聞オンライン」にも掲載され、読売新聞社は、同日午前、記事を削除した。

読売新聞社は、池下議員に対し、救済措置として「関係者の皆様へのご説明、謝罪、補償対応および検証記事等を通じて責任を果たす」との見解を示しているところであるが、本件誤報による池下議員らの被害回復、二次被害を含むあらゆる被害防止への救済措置としては不十分であると言わざるを得ない。本件誤報による池下議員らの人権侵害は重大であり、救済措置は徹底されなければならない。

特に、一度インターネット上で掲載されると、不特定多数人による情報の拡散により、誤報に接する者がさらに増加し、被害は際限がなく拡大するため、原状回復はほぼ不可能である。

また、Web媒体では、単なる記事の削除だけでは、何が誤報であるのかを読者において正確に把握することは困難である。記事を削除するのではなく、記事を残存した上で、当該記事が誤報であることを明示した措置が必要である。

### (3) 杜撰な社内検証とその限界

読売新聞社は、本件誤報を受け、社内での検証を実施し（以下「本件検証」という。）、2025年（令和7）年8月30日付紙面及び読売新聞オンラインにて「東京地検捜査巡る誤報検証」と題する検証記事を掲載した。

本件検証では、本件誤報の原因を「記者の思い込み」「確認取材が不十分だったことを軽視」「社内チェック機能も働いていなかった」と位置付ける。

しかし、本件検証は、事実関係の把握に不十分な点や不正確な点があり事実認定自体に瑕疵があるのみならず、池下議員及び関係者に対する実質的な取材がなされなかつたという重大な事実が検証対象となっていない。また、読売新聞社は、取材源の秘匿を理由に、取材源に関する事実関係の検証を行なったかを明らかにしないところであるが、取材源に関する検証と取材源の秘匿は別であり、結局、読売新聞社による本件検証は、方法及び内容ともに不十分であるから、本件の原因究明がなされたとは言えず、検証に足るものではない。

さらに、読売新聞社には、独立した第三者検証組織が存在せず、本件検証は、社内の自主的な調査検証にとどまる。

重大な誤報に対する被害救済と再発防止のためには、社内検証に限界があることは明らかである。徹底した調査の実施による実態解明と、専門家による原因分析に基づく検証が不可欠である。

## 2 要請事項

### (1) 本件誤報の検証と読売新聞社への勧告

本件誤報は、池下議員らへの重大な人権侵害をもたらしたが、読売新聞社の対応及び自社での社内検証は不十分である。

新聞報道は、国民の知る権利に資するものであり、民主主義の根幹を支える重要な役割を担っている。

そして、誤報は、国民の知る権利の観点からも重大な問題であることは勿論、報道機関が真理を追求し、正確な情報を国民に伝えるものであることへの国民の信頼を揺るがすものである。

したがって、本件誤報は、読売新聞社の責任ではなく、新聞界全体の責任として自覚すべきである。

そこで、日本新聞協会において、本件誤報の検証を実施し、徹底した原因究明のもと、読売新聞社へ適切な対応を勧告されたい。

## (2) 誤報に関するガイドラインの策定

本件誤報への検証を実施し、再発防止に向け、新聞界として新聞報道のあり方そのものについて議論を行われたい。

特に、web 媒体で誤報が行われた場合の訂正の方法や二次被害を防ぐための対処の在り方も含め、誤報の未然防止、発生した場合の具体的対処に關し、ガイドラインを策定されたい。

## (3) 第三者検証機関の設置

新聞報道は民主主義の基盤である国民の「知る権利」に資するものであることから、誤報などの新聞倫理に問題があり権利侵害が生じた場合は、新聞界の責任として自律的に行うべきである。

放送においては、総務省が監督官庁であり、自主的な放送倫理・番組向上機構（BPO）が設立されている。他方、新聞界においては、監督官庁がなく、誤報が起きた場合など新聞倫理や報道による権利侵害は、各社の責任に委ねられているのが実際である。

諸外国では、イギリスの独立出版基準組織（IPOS）、ドイツの報道協議会といった独立した検証機関が設置されているが、我が国では、そのような独立した検証機関はない。

そこで、日本新聞協会のもとに、新聞各社から独立した第三者の専門家から構成される第三者検証機関を設置し、新聞界の自主・自律のもとに調査検証を実施する体制を構築されたい。

本書面受領から 1 ヶ月以内に、書面にて回答されたい。

以上